

運 航 基 準

平成 19 年 1 月 1 日

令和 3 年 2 月 28 日改定

雌雄島海運株式会社

目 次

第1章 目的

第2章 運航の中止

第3章 船舶の航行

別紙 運航基準図

別紙 運航基準別表（男木島～高松港、上り便）

別紙 運航基準別表（高松港～男木島、下り便）

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、男木一高松航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もつて航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の中止

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 気象・海象	風速	波高	視程
高松港、女木港、 男木港	15 m/s 以上	1.5 m 以上	500 m 以下

2. 船長は、発航前において、執行中に遭遇する気象・海象（規程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 17 m/s 以上	波高 2.0 m 以上
--------------	-------------

3. 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載した貨物や車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると判断した場合は、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動搖は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪
15 m/s 以上(船首尾方向の風を除く)	波高 1.5 m 以上又はうねり階級 3 以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象(規程を除く)に関する情報を確認し、次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 17 m/s 以上	波高 2.0 m 以上
--------------	-------------

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 1,000 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、第2条に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断等の記録)

第5条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置、経路の変更措置及び協議の内容を航海日誌等に記録するものとする。なお、運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変

更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狹視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狹水道航行配置

(運航基準図等)

第7条運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2. 船長は、基準経路、避険線、その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第8条基準経路は、運航基準図に記載のとおり

(速力基準)

第9条 速力基準は、次表のとおりとする

めおん

速力基準			
区分	速力区分	フェリー	
		回転数	速力
港内	最微速	390回転	約6.2ノット
	微速	400回転	約7.7ノット
	半速	675回転	約10.01ノット
	全速	750回転	約10.5ノット
港外	微速	400回転	約7.7ノット
	半速	675回転	約10.01ノット
	全速	750回転	約11.95ノット

最高速力	850回転	約12.313ノット
------	-------	------------

めおん2

速力基準			
区分	速力区分	フェリー	
		回 転 数	速 力
港内	最微速	340回転	約2.0ノット
	微速	350回転	約4.0ノット
	半速	500回転	約8.0ノット
	全速	600回転	約10.0ノット
港外	微速	500回転	約8.0ノット
	半速	650回転	約11.0ノット
	全速	750回転	約12.0ノット
最高速力		800回転	約12.03ノット

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならぬ。

(特定航法)

第10条 船長は、海上衝突予防法、法則法及び海上交通安全法等の法を遵守することは勿論であるが各港における特定航法、港長公示事項及び業者間の協定を守らなければならない。

高松港の航法

- (1) 高松港防波堤内に入港しようとする船舶は、西口から入港しなければならない。
- (2) 高松港防波堤内から出航しようとする船舶は、東口から出航しなければならない。ただし総トン数千トン以上の船舶(夜間にあつては、発航信号を行うことができる燈火を備えているものに限る。)は、西口から出航することができる。
- (3) 高松航路の北口から、同航路に入港し、又は同航路を出向しようとする船舶は、航路の右側を航行して入港し、又は出航しなければならない。

- (4) 高松港防波堤内から東口を通過して出航した船舶(雑種船及び総トン数十トン未満の漁船を除く。)は、高松航路を横断してはならない。
- (5) 高松港防波堤内から西口を通過して出航した船舶(以下この項において「西口出航船」という。)が高松航路の北口附近で他の船舶と出会うおそれのあるときは、当該他の船舶は、西口出航船の進路を避けなければならない。

(通常連絡等)

第11条 船長は、異常が無い時は通常連絡を省略することができる。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は副運航管理者との連絡は、船舶電話、パーソナル無線、携帯電話とする。

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した「高松港」の海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備付けておくものとする。

2 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況を運航管理者に連絡しなければならない。

(機器点検)

第14条 船長は、入港着岸前、防波堤手前500m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第15条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更等に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。